

鈴鹿市河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）に関する 指定管理者制度の効果的な運用に向けたサウンディング型市場調査実施要領

1 調査の目的

現在、鈴鹿市では、施設運営を経営的な視点から捉え、経費の削減や施設活用の最適化を図る公共施設マネジメントを推進しています。

鈴鹿市河川防災センターは鈴鹿川水系における洪水や大規模地震発生時の現地災害拠点となる施設であり、災害時以外においては、一般客が利用できる会議室等について、貸館業務を行っております。

また、鈴鹿川河川緑地は、一級河川「鈴鹿川」の河川敷に整備された約 158,200 m²の緑地です。野球場、運動広場、テニスコートなどの運動施設や、自然石を敷き詰めたシンボル広場、バーベキューなどでも使用できる芝生広場があり、スポーツとやすらぎの場として、広く市民に親しまれています。

これらの施設は、平成18年から指定管理者制度を導入し施設運営を行っており、令和9年度に実施する次期指定管理者の募集に向けて、社会情勢の様々な変動により、市民ニーズや管理運営において活用できるノウハウ、民間事業者の参入意向にも変化が生じていることから、民間事業者からの更なる提案や改良の余地について、直接対話により市場性を確認することを目的とし、サウンディング調査を実施します。

2 調査の概要

項目	内容
対象施設の概要	別紙 施設の概要のとおり
主な対話内容	河川防災センター ・展示スペース改修の提案 ・来館者増加のための新たな取り組みについて
	鈴鹿川河川緑地（運動施設） ・利用者増に向けた PR や自主事業について
	鈴鹿川河川緑地（公園施設） ・利用料金制度の導入について ・指定管理期間について

3 実施スケジュール

内 容	実施時期
実施要領の公表	令和8年7月1日（水）
現地見学会・事前説明会の申込み	令和8年7月1日（水）～令和8年7月16日（木）
現地見学会・事前説明会の開催	令和8年7月14日（火）～令和8年7月17日（金） ※会議室の見学は7月17日（金）午後のみ可能。
対話参加の申込み	令和8年7月1日（水）～令和8年7月30日（木）
対話に必要な資料提出 （任意）	対話実施日の5開庁日前まで
対話の実施	令和8年8月3日（月）～令和8年8月6日（木）
結果の公表	令和8年8月31日（月）

4 対話までの流れ

（1）現地見学会及び事前説明会の開催

鈴鹿市河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）についての現地見学会及び事前説明会を開催いたします。参加を希望する場合は、別紙「現地見学会・事前説明会参加申込書」に必要事項を記入し、電子メールに添付の上、申込期間内に以下の申込先へ御提出ください。

なお、参加人数は、1団体につき4名以内とします。

【開催日時】 令和8年7月14日（火）～令和8年7月17日（金）

【場 所】 鈴鹿市河川防災センター及び鈴鹿川河川緑地（運動施設・公園施設）

【申込期間】 令和8年7月1日（水）～令和8年7月16日（木）17時まで

【申 込 先】 鈴鹿市防災危機管理課 bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp

※電子メールの件名は【現地見学会・事前説明会参加申込】としてください。

※現地見学会・事前説明会への出席は、対話参加の必須条件ではありません。

（2）対話参加の申込み

対話への参加を希望する場合は、別紙「参加申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、電子メールに添付の上、期間内に以下の申込先へ御提出ください。

なお、参加人数は、1団体につき4名以内とします。

【申込期間】 令和8年7月1日（水）～令和8年7月30日（木）

【申 込 先】 鈴鹿市防災危機管理課 bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp

※電子メールの件名は【サウンディング参加申込】としてください。

(3) 資料提出

対話の際に使用する資料等がある場合は、任意様式により作成し、電子メールに添付の上、期日までに以下の申込先へ御提出ください。

期日までに提出できない資料がある場合は、対話当日に4部持参してください。

【提出期限】 対話実施日の5開庁日前

【申込先】 鈴鹿市防災危機管理課 bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp

※電子メールの件名は【サウンディング資料提出】としてください。

(4) 対話の実施

対話は個別に実施いたします。

【実施日時】 令和8年8月3日（月）～令和8年8月6日（木）までの間で、30分から1時間程度（日程については、対話参加の申込期間終了後に別途調整し、申込団体の担当者宛てに実施日時及び場所を電子メールにて連絡します。）

【場 所】 鈴鹿市役所本館内の会議室を予定しています。

5 留意事項

(1) 対話及び対話内容の取扱い

対話への参加実績は、事業者公募等における評価の対象となりません。

対話内容は、ノウハウに基づく貴重な意見であることから真摯に受け止め、民間活力の導入による新たな事業展開が見込まれる可能性があるものについては、事業内容やスキームへの反映等の対応を検討するための参考とさせていただきます。ただし、公表資料及び双方の発言は、あくまでも対話時点での想定のものとし、実施を確約するものではないことを御了承ください。

(2) 本調査に関する費用の負担

本調査参加に要する費用は、申込団体の負担とします。

(3) 実施結果の公表

本調査の実施結果については、対話の内容を概要として取りまとめ、市ウェブサイトにて公表します。ただし、公表に当たっては提案事業者・団体の名称及び知的財産権に関わる内容は原則非公開とします。

(4) 参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。
- ② 参加申込書提出時点で、鈴鹿市から鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成 11 年鈴鹿市告示第 148 号）に基づく資格停止を受けていない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ④ 地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触していないこと。
- ⑤ 鈴鹿市暴力団排除条例（平成 23 年鈴鹿市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥ 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- ⑦ 手形交換所により取引停止処分を受ける等、経営状況が著しく不健全でないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条の規定に基づく観察処分を受けた団体及びその関係者でないこと。
- ⑨ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。

(5) 提供資料

提供資料は、本調査に関わる検討以外の目的で使用してはなりません。

また、本調査の参加者は、該当資料及び本調査で知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

6 問合せ先

〒513-8701 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

○調査全般に関すること・河川防災センターに関すること

鈴鹿市危機管理部防災危機管理課危機管理グループ 担当：鈴木

電話番号：059-382-9968 FAX：059-382-7603

電子メールアドレス：bosaikikikanri@city.suzuka.lg.jp

○鈴鹿川河川緑地（運動施設）に関すること

鈴鹿市文化スポーツ部スポーツ課管理グループ 担当：緒方

電話番号：059-382-9029 FAX：059-382-9071

電子メールアドレス：supotsu@city.suzuka.lg.jp

○鈴鹿川河川緑地（公園施設）に関すること

鈴鹿市都市整備部市街地整備課管理グループ 担当：山下

電話番号：059-382-9025 FAX：059-382-7615

電子メールアドレス：shigaichisebi@city.suzuka.lg.jp